

令和8年度実証実験サポート事業委託業務 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和8年度実証実験サポート事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業の経緯及び目的

沖縄県は、実証の場を求める企業に対し、沖縄県内において実証実験環境を提供し、新技術の実証実験や社会実装等を積極的に行う「テストベッド・アイランド沖縄」の形成に取り組んでいる。

令和5年9月に、企業が沖縄で行う、新製品開発等に向けた実証実験を支援するため、国や市町村と連携して「沖縄実証実験支援プラットフォーム（※）」以下「プラットフォーム」という）を立ち上げた。

「テストベッド・アイランド沖縄」の形成に向けては、実証実験の適地として沖縄が広く認知され、優れたプロジェクトが継続的に集まる仕組みを構築し、実証実験を契機として、先端技術を持った企業と地元企業との協働・共創を促進する取り組みを行うこととしている。

本事業は、専門の相談窓口を設置し、プラットフォームと連携した支援体制の強化を図る他、沖縄の実証実験環境のプロモーション活動を行い、優れた実証実験プロジェクトの誘致に繋げるなど、「テストベッド・アイランド沖縄」の形成の加速化を促し、優れたテクノロジーや企業の集積を図ることを目的とする。

※参考「沖縄実証実験支援プラットフォームについて」

4 委託業務内容

(1) 事業実施体制の構築

事業の円滑な遂行を図るため、以下の要件を満たす担当職員を配置した体制を構築すること。

ア AI、IoT、ロボット、ビックデータ等の先端技術分野について精通するとともに、規制緩和制度等に関する知識を有しており、実証実験プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）全般への相談対応が行える者

イ 県内企業、業界団体、支援機関、研究機関等との幅広いネットワークを有しており、プロジェクト実施企業と県内企業等との的確なマッチングが行える者

ウ 企業の新規事業開発や実証実験に関する高い知見と経験を有し、有望プロジェクトの誘致、事業化可能性に関する目利き、実証実験実施への助言ができる者

エ プロジェクト誘致やプロモーション活動を実施するために必要なノウハウを有する者。企業誘致に関するノウハウや経験を有する者の配置が望ましい

オ 海外企業からの実証実験の相談に英語対応が行える者

カ (4)の独自提案がある場合は、同業務の遂行に際し必要な能力等を有する者

キ 事業を効率的に遂行するために必要な事業管理能力を有する者

(2) 実証実験支援窓口の設置・運営

プラットフォームを下支えする「フロントオフィス」として相談窓口を設置し、県内で行う実証実験に関する相談に対応するほか、プロジェクトの募集・選考、プロジェクト実施支援を行う。

概ね以下の業務を想定しているが、他に必要と考える業務があれば、その内容及び手法を具体的に提案すること。

ア 相談窓口（ワンストップ窓口）の設置

(ア) 相談体制の構築

提案にあたっては、相談窓口の人員体制、対応時間、相談受付方法・対応方法（電話・メール・オンライン、対面等）を具体的に記載すること。

また、海外企業からの相談も受け付けることとし、対応方法等について具体的に記載すること。

参考：令和7年度の相談実績 129件（1月31日時点）

(イ) 相談窓口の周知

各種広報媒体を通じた周知を行うこと。提案にあたっては、使用する媒体や露出回数等を具体的に記載すること。

(ウ) 相談対応

企業からの相談については、件数、内容、対応状況等を記録するとともに、プロジェクトの分野、技術内容等による分類や傾向の分析を行い、県の求めに応じて随時報告すること。

(エ) プロジェクトの募集・発掘

県内外から有望なプロジェクトを募集するため、支援対象、支援内容等が明確に伝わるような募集要綱を作成するとともに、効果的な情報発信を行う。

また、県外からのプロジェクト誘致については、沖縄県の県外事務所との密な連携を図ること。

企画提案にあたっては、上記を踏まえ、効果的に訴求すると考える県外からのプロジェクト誘致手法について、その理由とともに示すこと。

(オ) 支援ニーズの把握、支援方針の作成

上記(エ)で応募のあったプロジェクトについて、企業ヒアリングを通じて支援ニーズや課題を把握し、支援方針（案）を作成する。

支援方針（案）の作成にあたっては、社会課題の解決につながるかどうか、利用する技術・アイデアの斬新さ、市場性や事業化可能性、県内企業等との協働・共創が図られる等の視点により、沖縄県内で実証実験を実施する意義・効果等を評価した上で決定すること。

なお、評価に際しては外部専門家の助言を受けることができるものとする。

作成した支援方針（案）は、プラットフォームと適宜調整を行い、プラットフォーム構成員との役割分担を行なった上で、支援方針として決定する。

(カ) プラットフォームと連携した支援の実施

上記(オ)で作成した支援方針に沿ってプロジェクト支援を行う。なお、支援は概ね以下の内容を想定しているが、他に必要と考える支援があれば実施すること。

- ① 公共施設等の実証実験フィールドの提供・斡旋
- ② 県内企業、支援機関、研究機関等とのマッチング
- ③ モニター等の募集支援
- ④ プロジェクト実施に係る地元調整支援
- ⑤ 規制対応に関する相談対応（国家戦略特区、サンドボックス制度の活用等）
- ⑥ 活用可能性のある他の支援メニューの紹介
- ⑦ プロジェクトに関するPR支援

⑧その他、プロジェクト実施に必要な支援

(キ) プロジェクトの進捗状況、実施結果等の把握

プロジェクトの進捗状況を把握するとともに、プロジェクト実施後には企業から実績報告書を提出させること。

なお、本事業の効果検証を行うため、令和6年度以降に本事業により支援した企業等のプロジェクトの事業化の状況や、沖縄におけるビジネス展開の状況などについて、フォローアップ調査を行い、企業等の要望に応じて社会実装に向けた支援を実施すること。

イ 国、市町村等との連携による実証実験支援体制の構築

実証実験の支援にあたってはプラットフォームと連携し一体となって取り組むほか、支援基盤を強化し、より効果的なプロジェクト誘致や支援が行えるよう、国、市町村、県内企業、業界団体等の連携体制づくりに取り組むこと。

具体的には、市町村や企業等に対して、実証実験支援に取り組むことの意義・効果等を示しながら理解を促進し、共に実証実験を支援する TBIO パートナーとなる市町村、企業等を募るための取り組みを実施する。

市町村、企業、業界団体等への個別訪問や説明会の実施等を想定しているが、より効果的な方法があれば、具体的にその方法、内容について提案すること。

※参考「TBIO パートナーについて」

(3) プロモーションの実施

沖縄が実証実験の適地として広く認知され、優れたプロジェクトが継続的に集まる状況を作り出すため、沖縄のテストベッド環境、プラットフォームでの支援内容、活用可能な助成金等の紹介、県内での実証実験事例等を国内外へ広く PR する。

ア ウェブサイトの作成・運営

「テストベッド・アイランド沖縄」の認知度向上に向け、専用のウェブサイトにおいて、沖縄県内の実証実験関連の事業や、実証実験事例の紹介、関連イベントやモニター募集、TBIO パートナーの募集・紹介など幅広い情報を掲載すること。

イ 展示会等への出展

県内、県外で開催される展示会へ各1回以上出展する。

県内では、ResorTechExpo2026 へのブース出展を行うこと。展示に際しては、実証実験事例の紹介を行う他、県内市町村、企業等へ実証実験支援の取組への参加を呼びかけるなど、支援体制の強化に向けた紹介も行うこと。

県外においては、県の他事業や、他機関等が実施するプロモーション活動と連携するなど、相乗効果を狙った効果的なプロモーションを実施することとする。

企画提案にあたっては、上記を踏まえ最も効果的に訴求すると考えるプロモーション方法について、その理由とともに示すこと。

ウ 優良プロジェクト発掘に向けたネットワーキングイベントやピッチイベント、セミナー等への参加

県外で開催されるネットワーキングイベントやピッチイベントにセミナーへ参加し、テストベッド・アイランド沖縄実現に向けた取組や地域課題等を紹介するとともに、企業とのネットワークを構築すること。

企画提案にあたっては、上記を踏まえ参加するイベントの候補を、その理由と共に示すこと。なお、既存のイベント等への参加ではなく、自ら企画したイベント等の開

催としても差し支えない。

エ 実証実験事例集の作成

支援したプロジェクトを紹介する事例集を作成し、上記アのウェブサイトに掲載すること。プロジェクトの実施結果、写真、動画等においては、本事業の成果報告や広報活動等にも使用する可能性があるため、あらかじめ企業の上承を得ること。

なお、支援したプロジェクト以外の県内で行われている実証実験についても積極的に情報収集を行い、企業の上承を得たうえで実証実験の事例として紹介・発信すること

オ 企業等訪問

実証実験の実施を促し、必要な支援等の情報収集を行うため、県外を中心に企業訪問を行うこと。

企画提案にあたっては、訪問先や重点的に訪問すべきだと考える業種や分野の候補を、その理由と共に示すこと。

カ テストベッドアイランド沖縄実現に向けた PR 資料の作成

展示会やネットワーキングイベント、企業等訪問等に利用する PR 資料を作成すること。

併せて、県内企業や市町村を中心に、共に実証実験を支援するための TBI0 パートナー募集に使用する資料も作成すること。

(4) プラットフォーム会議の開催補助

定期的に行われるプラットフォーム会議について、事務局と連携のうえ補助業務を行うこと。具体的な業務として、開催の案内、議題資料の作成及び、当日の進行補助等を想定している。

(5) その他の独自提案について

上記(1)から(4)までの業務に加え、本事業の目的に沿った独自提案があれば、具体的に提案すること。

5 成果物について

(1) 成果物として、委託業務の実施状況及び成果を取りまとめた実績報告書を作成し、紙媒体（1部）及び電子媒体で提出すること。電子媒体には、PDF形式のほか、使用した図表、画像等のデータも格納すること。

(2) 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UTF-8(BOM無し)）も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）

② PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

(3) 成果物の所有権及び著作権は、沖縄県に帰属する。第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。また、成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。

(4) 本事業により得られた成果物、資料、情報等は、沖縄県の許可なく他に公表、貸与、

使用、複写、漏えいしてはならない

- (5) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

5 活動目標等

- (1) 実証実験の実施を8件以上支援すること。うち5件以上は県外から誘致すること。
(2) 沖縄の実証実験環境や、実証実験事例を紹介するプロモーションを3回以上実施すること。
(3) 国、市町村、県内企業、業界団体等との連携体制づくりに取り組むこととし、説明会等を2回以上、個別訪問等を20回以上実施すること。

6 提案上限額

企画提案における提案上限額は、34,412,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とし、この範囲内で実施可能な業務を提案すること。なお、この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約金額ではない。

7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下に示す契約の主たる業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募の参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本契約の履行にあたり、受託者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ア 新聞、雑誌等による広告宣伝
- イ ウェブサイトの制作
- ウ 事業化可能性等の評価、支援方針（案）の作成等に必要な専門家からの助言
- エ 展示会等に使用するパンフレットやパネル等の制作
- オ その他、県と事前協議の上、再委託承認が必要と認められるもの。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請負わせる時は、この限り

ではない。

<p>○簡易な業務</p> <ul style="list-style-type: none">・資料の収集・整理・複写・印刷・製本・原稿・データの入力及び集計・展示会出展等における荷物の輸送、会場設営、受付業務等の簡易的な運営業務・新聞、雑誌等による広告宣伝（受託者が掲載原稿を作成するものに限る）

8 その他

- (1) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (3) 受託者は、業務の遂行に当たって、県と緊密な連携を持って行わなければならない。
- (4) 事業の進捗状況を毎月中旬に沖縄県に報告するものとする。
- (5) 委託業務に係る支出には、すべて支出額、支払い先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書など）が必要であり、委託料の精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものとする。
- (6) 事業完了時に実際に要しなかった経費がある時は、相当の委託料を減額する。
- (7) 委託業務に係る支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるように整理し保管しておくこと。
- (8) 本事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用して実施するものであり、受託者においては、補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、適正に執行する必要がある。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議して定める。
- (10) 本仕様書記載の委託業務の内容については、事業実施段階において、諸事情により変更することがある。